

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

関係人口を起点とした転職・起業等の新たな人生チャレンジを応援する拠点複合施設整備計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

愛媛県西条市

3 地域再生計画の区域

愛媛県西条市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

平成27年国勢調査時における本市の生産年齢人口は61,050人であったが、15年後の令和12年には48,715人（社人研推計）と大幅に減少する見込みとなっており、本市の労働力をめぐる情勢は更に厳しくなることが想定される。加えて、本市は既に出産適齢期の女性の人数が減少し、かつ既に合計特殊出生率が1.75と高い状況にあるため、出生率の向上だけでは人口の大幅増は期待できず、人口の社会増に期待せざるを得ない状況にあることから、これまで移住促進や関係人口創出に向けた取組を積極的に推進してきた。

しかし、単に数値上で移住者や関係人口が増えたとしても、決してそれらの方々が市民や団体等と交わっているとは限らず、新たなチャレンジを希望しているにも関わらず相談窓口が存在していなかったり、希望する企業や団体との接触機会が乏しいなど、悩みを抱えながら解決の方向性を見いだせていない方々も存在する。移住者や関係人口が自身の新たなコミュニティを発見し、かつ市民とともに自己実現を達成することができる、多様な人々の活躍による地方創生の仕組みを構築することで、移住者の定住率向上と市民のチャレンジ文化創出を図り、ひいては地域雇用の創出と人材不足の解消に繋いでいかなければならない。

そのため本市では、令和2年度地方創生推進交付金事業に採択された「関係人口を起点とした転職・起業等の新たなチャレンジを応援するプラットフォーム構築事業」に着手しており、関係人口増加に向けたNTTドコモとの連携によるAIを活用したデジタルマーケティングの実施や、コロナ禍におけるテレワークおよび副業・兼業の浸透によるコワーキングスペースの開設といった移住者による新たな起業等が実現している。当該事業における成果創出を更に加速化するためには、これら事業の実施拠点を1か所に集約した拠点複合施設を整備することで、これまで本市が積極的に推進してきた産業支援や移住促進、関係人口増加といった政策間の融合による相乗効果の極大化を図り、真に持続可能な体制づくりを確立していく必要がある。

なお、本事業において解消すべき構造的課題を、以下のとおり整理している。

1 移住者および関係人口受入に関する構造的課題

(1) 移住者受入に関する課題

本市の移住促進や関係人口創出の取組は、これまで移住希望者に対して行政職員がハンズオン支援することで移住者の信頼を勝ち取り、結果的に移住者が大きく増加する成果を創出することとなった。令和2年度からは、市役所内部に遍在するノウハウを外部化することで持続可能性を図ってきたところであるが、今後は移住者が最も重要視する仕事の問題をはじめ、移住後の生活相談までのフルサポート機能をワンストップで対応することのできる環境づくりに着手していく必要がある。

(2) 企業等の移住者および関係人口受入に関する構造的課題

本市には大学や専門学校が存在しないことから、起業等の多くは学生との繋がりを持ちにくく、また、小規模事業者が多くを占めていることから採用に特化した部署・人員の配置や投資を行うことが難しいため、採用や人材育成に特化したノウハウを蓄積している企業は極めて少ない現状である。

市内の企業等においては、よりよい人材を採用するために、従来の新卒等の採用だけでなく、移住者や関係人口、副業・兼業、高齢者や外国人など多様な人材の採用にも興味関心を持っている一方で、採用や人材育成に関するノウハウが乏

しく、多様な人材を受け入れるための仕組みや職場環境の構築がなされていない。よって、令和2年度から企業等の採用力強化や職場環境改善に向けた取組を支援する「まちの人事コーディネーター」を確保するとともに「まちの人事機能」のあり方を明確化しようとしているところである。今後は、企業等と求職者の双方にアプローチする新たな手法で、双方にとって満足度の高いマッチングとなるよう取組を進めるほか、企業の採用力強化や職場環境改善、更には副業・兼業も含め移住者やU・Iターン人材等をよりよい形でマッチングしていくため、企業等に採用に関する現状と課題を認識させた上で自発的な行動変容へと結びつける取組が求められている。

2 働く場と活躍の場の創出（チャレンジしやすいまち実現）に向けた構造的課題

本市には、企業活動の支援等を通して地域産業の育成、振興を図り、豊かで活力ある地域社会の実現を目的とした「西条市産業情報支援センター（通称SICS）」があるが、設立から20年以上が経過し、近年の企業を取り巻く課題の多様化等により、企業ニーズとSICS機能との間にギャップが生じるようになったため、SICSのあり方を見直し、機能の再編に取り組んでいるところである。令和2年度からは、新たに「産業支援コーディネーター」を設置し、起業家の成長段階に応じたきめ細かな支援や中小企業等の売上げに直結する営業力や販売力の強化を目指したマーケティング支援、更には「まちの人事コーディネーター」との連携により移住者や関係人口と中小企業等とのマッチング支援に取り組むことで、新たなイノベーションを創出するという支援のあり方の転換を図っているところである。

あわせて本市には、市民が自発的に行う公益的な活動を総合的に支援し、団体相互の交流及び連携を促進するとともに、市民と行政との協働によるまちづくりを推進することを目的とした「西条市市民活動支援センター（通称SSC）」がある。上記SICSとSSCにおいては、企業や団体といった地域法人の経営支援や財務支援など、求められる支援内容に類似性が見られることから、政策間連携を図りながら業務を推進しているところである。今後、関係人口および移住者等を含めた市民相互の繋がりによる新たなイノベーション創出や、関係人口および移住者等と地域法人の双方にとって満足度の高いマッチングが実現するよう、更なる連携が求められているところである。

しかしながら、現在は離れた場所にある両センターの連携には限界が見られることや、利用者にとって真に必要な支援を一元的に提供することで新たなチャレンジがしやすい仕組みづくりを構築する必要があることから、機能の見直しとあわせて、施設の複合化によるワンストップでの支援が可能となる場を実現することにより、更なる相乗効果の創出が求められている。

3 公共施設を取り巻く構造的な課題

本市は、平成16年に2市2町が合併したことによって保有する公共建築物の量が増え、延床面積ベースで全国平均の1.5倍、同規模自治体の1.6倍の量となっている。更には、築30年以上経過した建物が半数以上を占めており、老朽化が進んでいる状況である。しかしながら、今後厳しい財政状況が見込まれる中、すべての施設を保持していくことは困難であるため、公共施設の更新費用をいかに適正な水準に抑えていくかが喫緊の課題となっている。そのような中、本市では昨年度「今後40年間で公共建築物の延床面積20%削減」という数値目標を掲げ、公共施設マネジメントに取り組んでいるところであり、集約化や複合化といった施設再編による施設保有量の縮減を積極的に推進していく必要がある。

なお、上記2に記載したSICSについて、本館は築50年以上、別館は築40年以上が経過するとともに、SSCとあわせて旧耐震基準の建物であり、両施設ともに建物の老朽化による早急な移転の必要性が示されていたところ、SICSとSSCの政策融合による相乗効果の創出を要する状況となったことから、本市として初めての試みとなる大型複合施設の整備の必要性が高まっている。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

四国屈指の産業都市として発展してきた本市においても、例外なく急速な人口減少の影響が影を落としており、これまでも産業人材確保をはじめとする種々の取組を実施してきたところである。

しかしながら、市内に大学や専門学校が存在しない本市にとっては、特に19～24歳の若年世代が進学を機に市外・県外へ流出し続けるなど、生産年齢人口の著しい減少に伴う人材不足の深刻化を解消するための有効な手段を見いだせていな

い現状である。本市としては、これまでの取組の強みを活かしつつ、持続可能なまちづくりに向けて更なる発展を目指すためには、その前提条件として、市外からの新たな力を流入させ、市民、企業、NPO等が繋がり合うことで、早期に生産年齢人口の減少に起因する活力衰退を抑制する仕組みを確立することが欠かせない状況となっている。

なお、本市では令和2年度より、地方創生推進交付金の採択を受けた「関係人口を起点とした転職・起業等の新たな人生チャレンジを応援するプラットフォーム構築事業」を推進し、移住者や関係人口と市民・法人等が集い交流して有機的に繋がり合い、何事にもチャレンジしようとする意欲をわかせることができる「新たな人生チャレンジ」と、移住者や関係人口の力で活気を得た法人等がやりがいを持って西条を良くしようとする「新たなイノベーション・チャレンジ」の双方を融合した自立循環型の仕組みづくりに取り組んでいる。

現在、これらの事業については市役所関係部署及び関係法人などが「政策間連携」による推進を図っているが、今後は、連携の枠組みを超えた「政策融合」を図るためのワンストップ拠点を整備し、本市へ移住した方に加え、本市出身者を中心とする関係人口や市民を含めた多くの「活動人口」が集う場を創出するとともに、交流から繋がりを生み、それぞれの強みを活かし合いながら地域の課題解決に向けてチャレンジしようとする相乗効果を創出する。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2021年度増加分 1年目	2022年度増加分 2年目
市内における起業、市内中小企業における新規事業、新規コミュニティビジネスの創出、およびまちの人事機能を通じて移住者・関係人口（U・Iターン人材、副業・兼業等を含む）を採用した件数 (件)	40	60	80
移住フルサポート機能を通じて増加した移住者の数（人）	61	95	105

プラットフォームを構成する関係人口 (市外在住者・法人を含む)の増加数 (人)	330	350	370
---	-----	-----	-----

2023年度増加分 3年目	2024年度増加分 4年目	2025年度増加分 5年目	K P I 増加分 の累計
90	90	90	410
110	115	115	540
385	400	405	1,910

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生拠点整備交付金（内閣府）：【A3007（拠点整備）】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

関係人口を起点とした転職・起業等の新たな人生チャレンジを応援する
拠点複合施設整備計画

③ 事業の内容

本市中心部に位置する「西条市こどもの国」（以下、「こどもの国」という。）は、青少年に創作活動の機会を提供するとともに、青少年の宇宙への夢や科学に対する関心を深め、郷土への愛着心を培い豊かな人間形成を図ることを目的に設置されたもので、昭和59年に建設された創作館と、昭和61年に建設された展示館及びプラネタリウム館で構成されている。しかし近年、少子高齢化の進展による児童数の減少、市内や近隣市における同様の機能を有する施設の開設等により、利用者数が減少傾向に転じるなど、当初の設置目的に見合う役割を果たせていない現状となっている。そのような状況下に

ある「こどもの国」を用途廃止するとともに、施設の有する機能や設備の一部を有効活用しつつ改修し、これまで本市が積極的に取組を進めてきた産業支援や市民活動支援、移住促進等の機能を有する複合施設として整備する。

具体的には、令和2年度から確立に向けて取組を推進している、移住者やU・Iターン人材等と地域企業の双方にとって満足度の高いマッチングを行う「まちの人事機能」や起業支援等による「産業イノベーション機能」、移住希望者への一連の支援を行う「移住フルサポート機能」の各種機能の一元集約化を図り、各機能の「政策間連携」から「政策融合」への発展を成し遂げることで、本市における地方創生の取組を象徴する「チャレンジを応援するまちづくり」の拠点を開設し、人口減少社会において強く勝ち残っていく地方都市モデルを実現する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

この度の施設整備については、既存ストックを有効活用した複合施設の整備となっていることに加え、複数の施設および機能を複合化するものであることから、施設整備費（イニシャルコスト）を抑えるとともに、これまでと比較して施設運営費（ランニングコスト）の大幅な削減が実現するものとなっており、集約による維持管理経費の削減で収支改善を図ることが可能となる。

また、今回の複合施設においては貸会議室やイベントスペース、多目的室等を整備し、市民等によるチャレンジの実践の場として個人から団体まで幅広く活用することを想定しており、それらの利用料等を運営経費に充てることを見込むとともに、従来、市が実施していた各種事業についても、利用者・利用団体が事業の担い手となることで、公共サービスが民間サービスに移行する枠組みを構築し、事業経費の削減と市予算への依存度の低減を図る。なお、利用者・利用団体の活動支援は複合施設に入居するSICS、SSC等が行う。

加えて、本施設は指定管理の下運営していく予定であるが、管理運営事業

者が複合施設と親和性のある自主事業（各種イベント・サービスの実施）を展開するなど、施設の多様な利用を促進することで自主財源の確保が見込まれ、管理運営事業者の稼ぐ力を誘引し自立的な運営に繋げていく。

ひいては本施設を起点とした起業や地域雇用の拡大、地域経済の活性化を図ることで市税収入の増加に繋げ、施設単体のみならず市全体の自立性を高めた持続可能なまちづくりに寄与することが期待される。

【官民協働】

本施設の管理運営にあたっては、指定管理者制度の導入を予定しており、民間企業のノウハウを活かした施設内の各機能の充実を図る。また、これまで産業支援の機能を担ってきた産業情報支援センター（SICS）は、本市が地域金融機関をはじめとする各方面からの出資・支援を受けて設立・運営したもので、新たに整備する複合施設においても中心的な役割を担うこととしており、これまでの民間企業や大学等とのネットワークも含めた官民学金の連携による支援やイノベーション創出に取り組む予定としている。更に、関係人口および移住者等と地域企業等の双方にとって満足度の高いマッチングを行う「まちの人事機能」や起業及び中小企業支援を実施する「産業イノベーション機能」、移住希望者へのハンズオン支援を行う「移住フルサポート機能」においては、各分野に精通したコーディネーターを配置し、各支援策の連携を図ることで、官民が融合した効率的かつ効果的な支援を行う。

加えて、本施設の整備にあたっては、令和2年度に行った実施設計時において企業版ふるさと納税制度を活用しており、本市で初めてとなる大型複合施設の整備を官民一体となって進めていく。

【地域間連携】

隣接する四国中央市、新居浜市と本市の東予ものづくり三市では、従来からのものづくり産業振興という共通課題を抱える三市が連携して推進協議会を設置し、合同就職説明会や技術シーズ展示会の開催の他、昨年度には4月～11月の7か月間にわたって圏域の魅力を発信する大規模イベント「えひめさんさん物語」を開催するなど、中小企業支援や地域活性化に連携して取り組んでいる。東予三市は従来から産業構造が類似し、かつ経済圏域が同一であ

ることから、本施設の整備後は、移住希望者のマッチングや企業と人材とのマッチングなど、当該圏域への波及効果が見込まれる。

【政策間連携】

本施設においては、市民活動支援、起業・中小企業支援及び関係人口や移住者等と地域企業等の双方にとって満足度の高いマッチング等の機能に加え、すでに本市の強みとなっている「移住促進」「関係人口創出」といった機能を持たせることとしており、現在、各機能間において連携しながら取組を推進しているところである。これら各機能を複合施設内に設置することで、サービスのワンストップ化を実現するだけでなく、これまで「政策間連携」を進めてきたそれぞれの機能における「政策融合」を図るものであり、本市の取組を更に一段階底上げし、全国の地方創生モデル事業として注目を集めるものと考えている。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度6月に、副市長をヘッドとした庁内組織である「公共施設等マネジメント検討会議」において進捗状況を検証するとともに、産学官金の関係者が参画して設置している「西条市まちづくり市民会議」および西条市議会議員全員協議会においてKPIの達成状況、効果・検証及び評価を受ける。

【外部組織の参画者】

西条市まちづくり市民会議構成員

●構成メンバー：

〈産〉西条商工会議所会頭、周桑商工会会長、西条市観光協会会長、

西条青年会議所専務理事

〈学〉愛媛大学地域協働センター西条 教授、市内高等学校代表、

西条市中学校校長会会長、西条市小学校校長会会長

〈金〉伊予銀行西条支店長、愛媛銀行西条支店長

〈労〉西条地域労働者福祉協議会事務局長

〈住民〉 社会保険労務士、農業分野代表、地域住民代表、西条市連合自治会会長、西条市愛護班連絡協議会副会長、西条市PTA連合会顧問、男女共同参画推進会議委員、NPO西条まちづくり応援団事務局長

【検証結果の公表の方法】

毎年度、検証終了後、ホームページ上で公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 216,764千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2026年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 地域創生推進事業

ア 事業概要

産学官連携拠点施設「西条市地域創生センター」を拠点とした大学など高等教育機関との連携を基軸として、民間（企業・市民団体・地域等）、市内高等学校、行政の各主体で形成するベストパートナーシップ（多様で柔軟な連携促進）が連携し、地域課題解決に資する各種取組を創出する。また、各種学会の誘致、ゼミ合宿および滞在型地域研究活動の誘致に取り組み、学生や研究者をターゲットとした交流人口の拡大、さらには将来的な関係人口の拡大を図る。

イ 事業実施主体

愛媛県西条市

ウ 事業実施期間

2021年4月1日から2026年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2026年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。